

# 会 告

公益社団法人 日本義肢装具士協会  
選挙管理委員会

任期満了に伴う次期役員の選任に関する「第 5 期役員候補者選挙」を、定款第 28 条および役員選任規程に則り実施します。

## 1) 基本事項

(1) 役員定数： 理事： 10 名以上 15 名以内、 監事： 3 名以内

(2) 次期役員の任期： 2019 年度定時社員総会から 2021 年度定時社員総会まで

(3) 選挙権および被選挙権を有する会員：

本年 4/30 現在で国内に在住し、かつ会費を完納している正会員のみ\*です。また「義肢装具士免許証の写し」を提出していない人は、正会員登録が完了していないので該当しません。

\* ただし代議員と役員を兼務することはできません。

(4) 立候補届け出

① 届出書式： 別紙「役員候補者選挙 立候補届出」を、本会あてに郵送または FAX で送付してください。他薦の場合、以下にご留意ください。

・ 選挙権を有する者 1 名につき候補者 1 名を推薦できます。

・ 本人に立候補の意思がある場合のみ候補者とします。必ず、本人の意思を確認してから届け出を提出してください。

② 提出期日： **平成 30 年 10 月 15 日(必着)**

## 2) 立候補者名簿の作成手順

(1) 経歴書

立候補者に経歴書の提出を要請します。経歴書は、立候補者情報として有権者に開示します。

(2) 立候補者名簿

経歴書に基づいて立候補者名簿を作成します。

## 3) 投 票

候補者が最大定数以内のときは、信任投票を実施し、投票数の過半数で信任とします。一方、候補者が最大定数を超えたときは選挙を実施し得票順に、上位から最大定数まで順次当選とし、最下位に同点者がある場合は、選挙管理委員長が抽選により決定します。

投票手順は以下とします。

(1) 投票用紙および立候補者名簿を、平成 30 年 11 月下旬に有権者へ郵送します。

(2) 投票用紙に同封される投票要領に従って、投票します。

(3) 所定の投票用紙および返信用封筒以外の投票は無効となります。

(4) 無記名投票とします。

## 4) 開票および役員の選任

(1) 開票は、選挙管理委員立ち会いの下で行われます。

(2) 当選者はまず役員候補者となります。その後、社員総会での承認を経て役員として選任されます。

## 5) 会長、副会長、常任理事の決定

役員選任規定第 5、6 および 7 条により、改選された理事会は理事の中から会長、副会長、常任理事を決定します。

以上

# 第5期役員候補者選挙 立候補届出

## 1. 自 薦

私は、公益社団法人 日本義肢装具士協会の第5期役員候補者選挙に立候補します。

平成30年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

( ) 理事 ( ) 監事 (何れかに○)	
氏 名	Ⓜ
所属施設	
連絡先	住所：〒 TEL : FAX :

## 2. 他 薦

私は、公益社団法人 日本義肢装具士協会の第5期役員候補者選挙に、下記の者を推薦します。

平成30年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

( ) 理事 ( ) 監事 (何れかに○)	
氏 名	
所属施設	

推薦者氏名 \_\_\_\_\_ Ⓜ

住 所 〒 \_\_\_\_\_

所属施設 \_\_\_\_\_

※ 他薦の場合、必ず、**本人の意思**を確認してください。

※ 本用紙を郵送、またはFAXにて**平成30年10月15日**までに提出して下さい。

<送付先> 公益社団法人 日本義肢装具士協会 選挙管理委員会  
〒113-0033 東京都文京区本郷 5-32-7 義肢会館 202  
TEL 03-5842-5457 FAX 03-5842-5458